

押さえておきたい「働き方改革」のポイント

労働基準法における労働時間の定め

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。

法律で定められた労働時間の限度
1日 8時間
1週 40時間
法定で定められた休日
毎週少なくとも1回

これを超えるには、

36(サブロー)協定の締結・届出が必要です。

36(サブロー)協定…労働基準法第36条に基づく労使協定

時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定

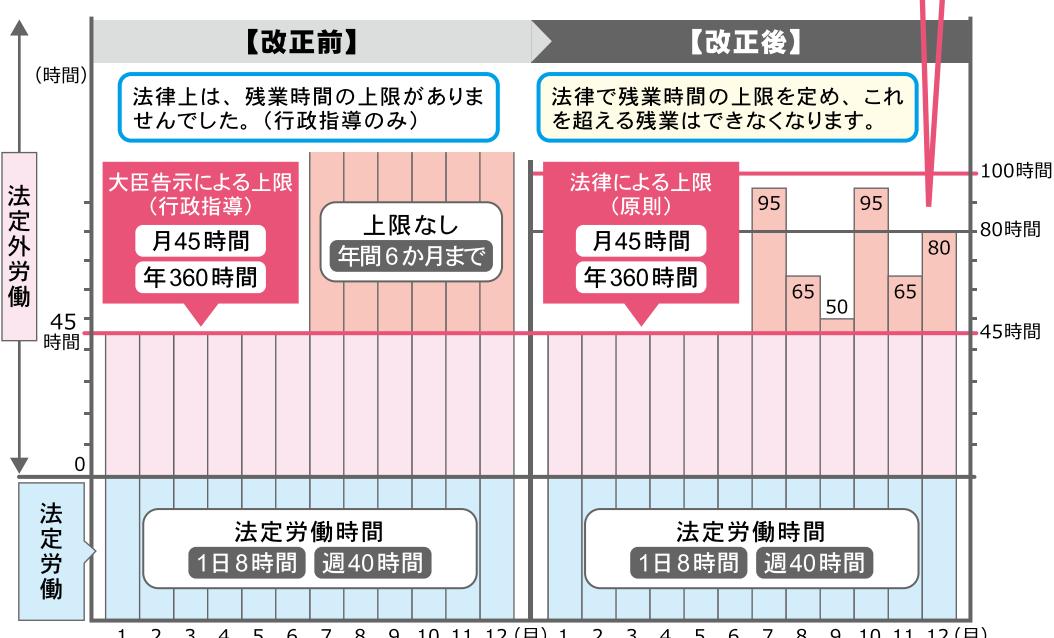
働き方改革関連法の施行前は、36協定で定める時間外労働については、厚生労働大臣の告示によつて上限の基準が定められていましたが、臨時に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならぬ特別の事情が予想される場合には、特別条項付きの36協定を締結すれば、限度時間を超える時間まで時間外労働を行わせることが可能であり、罰則による強制力もありませんでした。

しかし、今回の法改正によつて、時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定され、臨時の特別な事情がある場合にも上回ることのできない上限が設けられました。

違反した場合には、罰則（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が科されるおそれがあります。

臨時の特別な事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければいけません。

- ◇ 時間外労働が年 720 時間以内
- ◇ 時間外労働と休日労働の合計が単月 100 時間未満
- ◇ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て 1か月当たり 80 時間以内
- ◇ 時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは、年 6か月が限度



大企業：2019年4月1日施行
中小企業：2020年4月1日施行

時間外労働の 上限規制への対応

36協定の対象期間	2020年4月1日～2021年3月31日
時間外労働の原則となる上限	月45時間 年360時間 【A】
法定休日労働の回数、始業・終業時刻	月3回 8:30～17:30 【B】

【特別条項】

臨時的な特別の事情がある場合には、時間外労働が月45時間を超えることができる

特別条項の回数	年6回 【C】
特別条項における年間の時間外労働の上限	年680時間 【D】
1か月の時間外労働と休日労働の合計時間数の上限	85時間 【E】



以下について、それぞれ、法律で定める上限の範囲内にしなければなりません。

【A】月45時間以内、年360時間以内 【C】年6回以内 【D】年720時間以内 【E】月100時間未満

【B】の回数・時間を超えることはできない

【A】の時間(45時間)を超えることができるのは年6回まで

	2020/4	2020/5	2020/6	2020/7	2020/8	2020/9
時間外労働	80	60	45	35	35	80	←
休日労働			20	15	10	←	
合計	80.0	80.0	60.0	45.0	35.0	80.0	←

【E】の時間(85時間)を超えることはできない

	2020/4	2020/5	2020/6	2020/7	2020/8	2020/9
時間外労働	80	60	45	35	35	80	
休日労働			20	15	10		

今回の改正では、これまでの限度基準告示による時間外労働の上限だけでなく、休日労働も含んだ1か月当たり及び複数月の平均時間数にも上限が設けられました。このため、企業においては、これまでとは異なる方法での労働時間管理が必要となります。

各労働者ごとに、労働時間を把握し、1日8時間・1週40時間を超える時間外労働、休日労働の時間数と、その合計を把握します。

Step 2 毎月の時間外労働、休日労働の時間数と、その合計を把握する。

Step 3 時間外労働が月45時間を超えた回数(特別条項の回数)、時間外労働の累積時間数を把握する。

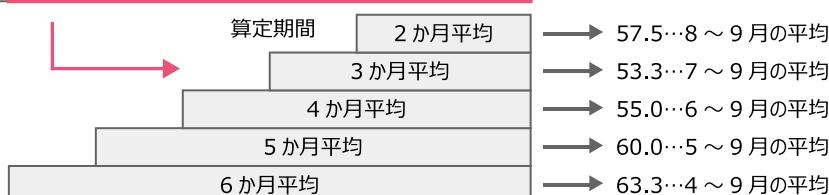
Step 4 毎月の時間外労働と休日労働の合計時間数について、2～6か月の平均時間数を把握する。

年度累計	特別条項累計回数	1	2	2	2	2	3	←	累計値を算出
	時間外労働累計時間数	80	140	185	220	255	335	←	

時間外労働の累計時間数は【D】の時間(680時間)を超えることはできない

特別条項の累計回数は【C】の回数(6回)以内

	2020/4	2020/5	2020/6	2020/7	2020/8	2020/9
時間外労働	80	60	45	35	35	80
休日労働		20	15	10		
合計	80.0	80.0	60.0	45.0	35.0	80.0



- 57.5…8～9月の平均
- 53.3…7～9月の平均
- 55.0…6～9月の平均
- 60.0…5～9月の平均
- 63.3…4～9月の平均

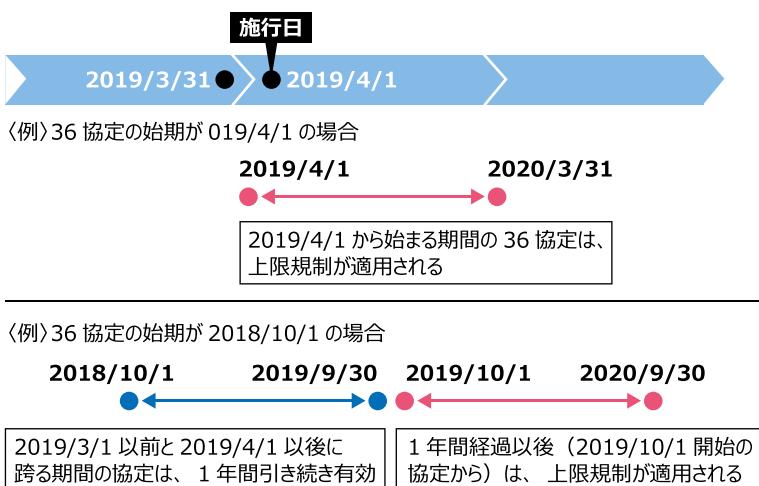


同様に他の月についても2～6か月平均を算出するため、すべての月について、隣接する2～6か月の平均が80時間以内となるよう管理しなければなりません。

Step 2で把握した時間外労働時間数をもとに、年度(＝36協定の対象期間)における、特別条項の累計回数と時間外労働の累計時間数を把握します。

Step 4 毎月の時間外労働と休日労働の合計時間数について、2～6か月の平均時間数を把握する。

時間外労働の上限規制の施行に当たっての経過措置



上限規制の施行に当たっては経過措置が設けられており、2019年4月1日（中小企業は2020年4月1日）以後の期間のみを定めた36協定に対して上限規制が適用されます。2019年3月31日（中小企業は2020年3月31日）を含む期間について定めた36協定については、その協定の初日から1年間引き続き有効となり、上限規制は適用されません。

- 時間外労働または休日労働を行わせる必要がある場合には、以下の事項について協定した上で、36協定届を所轄の労働基準監督署長に届け出る必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項		
労働時間を延長し、または休日に労働させることができる場合		
労働時間を延長し、または休日に労働させることができる労働者の範囲		
対象期間（1年間に限る）	1年の起算日	有効期間
対象期間における〈1日〉・〈1か月〉・〈1年〉について、労働時間を延長して労働させることができる時間または労働させることができる休日		
時間外労働+休日労働の合計が △単月100時間未満 △2～6か月平均80時間以内 を満たすこと		

今回の法改正によって時間外労働の上限が規定されたため、36協定で定める必要がある事項が変わりました。このため、36協定届の新しい様式が策定されています。上限規制の施行後に36協定を締結・届け出る場合は、新しい様式もしくはそれに準じた内容で届け出る必要があります。

- 臨時的な特別な事情があるため、原則となる時間外労働の限度時間（月45時間・年360時間）を超えて時間外労働を行わせる必要がある場合には、さらに以下の事項について協定した上で、36協定届を所轄の労働基準監督署長に提出する必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項	
臨時に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における	
・1か月の時間外労働+休日労働の合計時間数（100時間未満）	
・1年の時間外労働時間（720時間以内）	
限度時間を超えることができる回数（年6回以内）	
限度時間を超えて労働させることができる場合	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	
限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
限度時間を超えて労働させる場合における手続	

経過措置期間中は、上限規制が適用されないため、従前の様式で届出してください。したがって、大企業であれば2019年4月以後の期間のみを定めた36協定から、中小企業であれば2020年4月以後の期間のみを定めた36協定から、新しい様式で届出してください。ただし、経過措置期間中であっても、上限規制に対応できる場合には、新しい様式で届出してもかまいません。

●限度時間（月45時間・年360時間）を超える時間外労働を行わせることができるのは、通常予見されることのできない業務量の大幅な増加など、臨時的な特別な事情がある場合に限ります。

36協定の締結に当たって注意すべきポイント

- 従来の36協定では、延長することができる期間は、「1日」「1日を超えて3か月以内の期間」「1年」とされていましたが、今回の改正で、「1か月」「1年」の時間外労働に上限が設けられたことから、上限規制の適用後は、「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働の限度を定める必要があります。
- 1年の上限について算定するため、協定期間の「起算日」を定める必要があります。

36協定では「1日」「1か月」「1年」の時間外労働の上限時間を定めます。しかし、今回の改正では、この上限時間内で労働させた場合であっても、実際の時間外労働と休日労働の合計が、単月100時間以上または2～6か月平均80時間超となつた場合は、法違反となります。

●限度時間（月45時間・年360時間）を超える時間外労働を行わせることができるのは、通常予見されることのできない業務量の大幅な増加など、臨時的な特別な事情がある場合に限ります。

岸和田の自慢が
ココにある！



岸和田の自慢が
ココにある！

令和元年9月12日には、岸和田市役所にて認定証の交付式が開催され、認定を受けた2事業所に対し、永野市長から認定証の交付が行われました。

今回の認定により、岸和田ブランドの認定品は合計24商品となりました。

岸和田ブランド認定委員会（事務局：岸和田市・岸和田商工会議所）では、「岸和田らしさ」を備え、優れた产品として一定の基準に適合するものを、「岸和田ブランド」として認定し、情報発信や販売促進することで岸和田市の知名度向上を図り、地域経済の活性化を目指しています。

第9回目の今回は、日泉ケーブル（株）の「ステンレスアウターケーブル（自転車用）」と（株）留河の「泉州留河桐製米びつ」が新たに「岸和田ブランド」として認定されました。



株式会社留河

泉州留河桐製米びつ

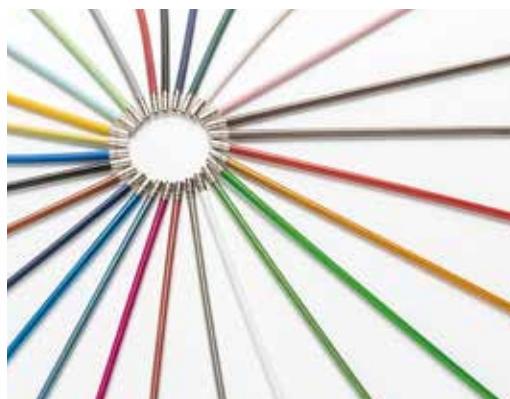
伝統工芸士が作る「泉州留河桐製米びつ」



日泉ケーブル株式会社

ステンレスアウターケーブル（自転車）

老舗ワイヤーメーカーが作る
「ステンレスアウターケーブル」



岸和田ブランド認定品は、「岸和田ブランド」のホームページでご確認いただけます。右記のQRコードを読み込むか、「岸和田ブランド」で検索してください！

岸和田ブランド

検索

click

第9回岸和田ブランド認定証交付式が行われました！

—岸和田ブランド認定品が決定！—



第470回常議員会

令和元年9月11日、岸和田商工会議所において、第470回常議員会を開催しました。当日は、3号議員の選任をはじめとする各議案についての審議が行われ、各議案は、原案通り承認されました。

【議案事項】

- ◆3号議員の選任に関する件
- ◆商工祭併設行事予算（案）に関する件
- ◆議員視察見学会の開催（案）に関する件
- ◆年賀交歓会に関する件
- ◆岸和田市立産業会館に関する件
- ◆きしわだ歌謡祭への後援並びに会員サービス事業（案）に関する件
- ◆その他



【報告事項】

- ◆議員選挙選任結果告示について
- ◆岸和田ブランド認定結果について
- ◆議員職務執行者の変更届出について
- ◆新入会員加入承認について
- ◆前回常議員会以降の主たる行事並びに本日以降の行事について

消費税軽減税率制度・キャッシュレス関連説明会

若手社員フォローアップセミナー

当所では、消費税軽減税率制度の導入並びにキャッシュレス化に向けた対策支援の一環として、令和元年8月28日、消費税軽減税率制度・キャッシュレス関連説明会を開催しました。

当日は、岸和田税務署から講師をお招きし、軽減税率の対象品目や請求書等の記載事項、帳簿の区分・経理などについて、わかりやすく解説していただきました。

解説後には、池田泉州銀行、三井住友銀行、関西みらい銀行の担当者の方から、各行で取り扱うキャッシュレス決済サービスについての説明を受けました。

当所では、令和元年9月9日、貝塚商工会議所並びに泉佐野商工会議所との共催、OSAKAしごとフレイブルド協力のもと、若手社員を対象としたフォローアップセミナーを開催しました。

当日は、人材育成プロデューサーの村井絵里奈氏を講師にお招きし、名刺交換や電話対応といったビジネスマナーの再確認を行うとともに、若手社員としての役割や求められる力、クレーム対応、働く上でストレスとの向き合い方などについて、4～6名のグループに分かれての意見交換やグループワークなどを行いました。

9月祭礼観光案内事業「岸和田まち歩き」を実施

岸和田商工会議所青年部では、令和元年9月14日、15日に開催された岸和田だんじり祭において、全国からだんじり祭を見物に来られた観光客の皆様に対し、だんじり祭や観光名所を見て頂きながら、だんじり会館までの道案内を行う観光案内事業「岸和田まち歩き」を実施しました。

近年は観光客が年々減少しており、今年も秋雨前線による天候の悪化が心配されました。2日間とも雨に見舞われることなく、無事に観光事業を実施することができました。

ご案内した観光客の皆様からは「だんじり祭りや岸和田の観光名所を楽しく、安全に見物することができ、とても満足しています。」とのお声を頂き、微力ながら岸和田の観光事業に貢献できたのではないかと感じました。

今回の事業には、近隣の商工会議所青年部からも多数のご参加を頂き、また、青年部OBの方々には2日間に亘ってご協力を頂き、深く感謝するとともに、厚く御礼申し上げます。



専門相談窓口のご案内

相談の申込み・お問い合わせは
岸和田商工会議所 中小企業相談所まで
►► TEL. 072-439-5023

岸和田商工会議所では、「専門相談窓口」を設置して、経営の幅広い分野にわたる悩みやご相談をお受けしています。弁護士・税理士・弁理士・社会保険労務士などの各分野の専門家が親切かつ丁寧に対応して、適切なアドバイスをいたします。ご相談はすべて無料、もちろん秘密は厳守いたします。お気軽にご利用ください。なお、各相談窓口をご利用の際は、電話にて事前にご予約をお願いいたします。

● 法 律	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談日 10月24日(木) 13:00 ~ 16:00 ■ 相談日 11月22日(金) 13:00 ~ 16:00 ■ 相談日 11月28日(木) 13:00 ~ 16:00 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 弁護士〔商取引・不動産取引・中小企業法務〕 ■ 弁護士〔民事・商事〕 ■ 弁護士〔商取引・不動産取引・中小企業法務〕
● 税務・経理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談日 11月11日(月) 13:00 ~ 16:00 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 税理士
● よろず相談	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談日 10月16日(水) 10:00 ~ 17:00 ■ 相談日 11月20日(水) 10:00 ~ 17:00 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大阪府よろず支援拠点コーディネーター ■ 大阪府よろず支援拠点コーディネーター
● 創 業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談日 事前にご希望の日時をご連絡ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商工会議所経営指導員
● 事 業 承 続	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相談日 事前にご希望の日時をご連絡ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業承継コーディネーター

岸和田商工会議所 議員選挙選任速報

2号議員

7月11日開催の常議員会で承認を得た部会選出比率に基づき、
8月1日～20日の間に、それぞれ部会総会を開催し、42名の議員が選任されました。

3号議員

会頭が常議員会の同意を得て選任することとなっており、
9月11日開催の常議員会で選任同意を得て、18名の議員が選任されました。

部会	2号議員	3号議員	
織 繩	◆(株)マハール ◆山忠紡績(株)	◇半田紡績(株) ◇泉州敷物(株) ◇辰巳織布(株)	
工 業	◆(有)伊藤歯車製作所 ◆(株)センシュー ◆(株)マルセイ	◆大阪鉄工金属団地協同組合 ◆(株)大阪チタニウムテクノロジーズ ◆日興製鋼(株)	◇J F E 繼手(株) ◇松浪硝子工業(株) ◇(株)北海鉄工所
建 設	◆リバー産業(株) ◆三進金属工業(株) ◆泉州ホーム(株)	◆日之出塗装工業(株) ◆(株)泉州緑化 ◆櫻井工業(株)	◇岩出建設(株) ◇(株)両国設備 ◇(株)壇建築計画事務所
卸商業	◆大同日貨(株) ◆泉州卸商業団地協同組合	◆(株)善野菓子店 ◆覚野石油(株)	◇大平(株) ◇岸和田青果(株)
小売商業	◆(有)木下書店 ◆(株)シメノ ◆(株)五味三星堂 ◆ギフトしまもと	◆(株)スーパーサンエー ◆(株)メガネのフクダ ◆ブティックえいきゅう ◆(有)大阪屋	◇(有)ミートワールドます田 ◇まいにち(株)
交通運輸	◆一心港運(株) ◆日鋼運送(株)	◆(株)大晃運送	◇岸和田観光バス(株)
理財金融	◆(株)奥保険事務所 ◆日本生命保険(相)岸和田支社 ◆(株)三井住友銀行 岸和田エリア ◆肥後会計事務所	◆森田敏裕税理士事務所 ◆(株)三菱UFJ銀行 岸和田支店 ◆(株)池田泉州銀行 泉州営業部	◇(株)池田泉州銀行 ◇泉州実業(株)
サービス業	◆(株)テレビ岸和田 ◆(株)ローズキャリアスタッフ ◆(株)興徳クリーナー	◆(株)岸和田グランドホール ◆(株)新日本旅行 ◆西日本電信電話(株) 大阪南支店	◇瓢箪寿司 ◇医療法人徳洲会 岸和田徳洲会病院

新入会員のご紹介

ご入会、誠にありがとうございます。
-Thank you for joining-

事業所名	所在地	事業内容	所属部会
合同会社川上工業	貝塚市堤	外構工事	建設
株式会社武和	岸和田市春木北浜町	資材販売	卸商業
株式会社エラミーン	岸和田市岡山町	中古車の輸出業、販売業	小売商業

岸和田商工会議所では、新たにご入会頂ける会員様を随意募集しています。
入会をご希望される事業所がございましたら、ご紹介頂きますようお願い申し上げます。ご連絡を頂きましたら、職員がご説明にお伺いします。

ご入会に関するお問い合わせは

岸和田商工会議所まで
▶▶ 072-439-5023

LOB

市内景気観測

9月調査結果(9月1日~24日)

岸和田商工会議所では、岸和田市内の会員事業所（建設業・製造業・卸売業・小売業・サービス業）を対象に、景況並びに経済動向等に関する情報収集および分析を行い、今後の経営改善事業に資するとともに、これらの情報を会員事業所の皆様へ提供し、参考にしていただいております。

※D I 値（景況判断指標）について

D I 値は、売上・採算・業況などの各項目についての、判断の状況を表す。ゼロを基準として、プラスの値で景気の上向き傾向を表す回答の割合が多いことを示し、マイナスの値で景気の下向き傾向を表す回答の割合が多いことを示す。

DI = (増加・好転などの回答割合) - (減少・悪化などの回答割合)

+30	+10	±0	▲10	30

建設業							
業況	売上高	採算	資金繰り	仕入単価	販売単価	従業員	先行き見通し
15.8	15.8	15.8	10.5	▲68.4	▲15.8	31.6	23.7

製造業							
業況	売上高	採算	資金繰り	仕入単価	販売単価	従業員	先行き見通し
▲35.0	▲40.0	▲35.0	▲15.0	▲30.0	▲15.0	30.0	▲23.3

卸売業							
業況	売上高	採算	資金繰り	仕入単価	販売単価	従業員	先行き見通し
▲35.0	0.0	0.0	▲5.3	▲63.2	▲5.3	0.0	2.6

小売業							
業況	売上高	採算	資金繰り	仕入単価	販売単価	従業員	先行き見通し
▲19.0	▲9.5	▲9.5	▲19.0	▲47.6	▲19.0	▲19.0	▲17.5

サービス業							
業況	売上高	採算	資金繰り	仕入単価	販売単価	従業員	先行き見通し
7.7	15.4	▲15.4	7.7	▲30.8	0.0	30.8	0.9



岸和田商工会議所の会報誌 きしわだ所報への広告掲載募集のお知らせ

【令和元年 10月 1日より改定】

広告スペース	金額(税込)
1/4ページ	¥ 5,500円(月額)
1/2ページ	¥ 11,000円(月額)
1ページ	¥ 22,000円(月額)

※通年契約の場合、割引あり

発行部数

1,900
部 毎月
10日

—掲載に関するお問合せは—

岸和田商工会議所

〒596-0045 岸和田市別所町 3 丁目 13 番 26 号
TEL.072-439-5023 FAX.072-436-3030

2019年度各種検定試験施行日 並びに申込受付期間日程予定表(下期)

※2019年10月1日に消費税率が10%に引き上げられることから、同日以降に施行する検定試験の受験料は申込日を問わず10%の消費税率が適用されます。

〈日本商工会議所企画検定・日本珠算連盟〉

検定試験名	試験回	施行日	申込受付期間		備考 【受験料(消費税を含む)等】	合格発表
			窓口	ネット		
珠算・暗算能力 検定試験	第217回	2019. 10.27(日)	2019. 9.9(月) ~11(水)		()内の金額は、岸和田珠算協会に 非加盟の塾生の受験料です。 珠算 1級:¥2,340 2級:¥1,730 3級:¥1,530 珠 準 級:¥1,600(¥1,800) 4~6級:¥1,100(¥1,300) 暗 算:¥1,000(¥1,200) ↳ 準級含む全ての級	2019. 11.1(金)
	第218回	2020. 2.9(日)	2019. 12.16(月) ~18(水)			2020. 2.14(金)
日商簿記 検定試験	第153回	2019. 11.17(日)	2019. 10.23(水) ~25(金)	2019. 9.17(火) ~10.25(金)	1級:¥7,850 2級:¥4,720 3級:¥2,850	2020.1.7(火) 2019.12.3(火)
	第154回	2020. 2.23(日)	2020. 1.22(水) ~24(金)	2019. 12.16(月) ~2020. 1.24(金)	2級:¥4,720 3級:¥2,850	2020.3.10(火)
リテール マーケティング 検定試験	第85回	2020. 2.19(水)	2020. 1.15(水) ~17(金)	2019. 12.16(月) ~2020. 1.24(金)	1級:¥7,850 2級:¥5,770 3級:¥4,200	2020.3.31(火) 2020.3.10(火)

※2019年1月より「日商プログラミング検定試験(インターネット試験)」が開始しました。詳細については、日商プログラミング検定試験情報HP (<https://www.kentei.ne.jp/pg>)をご覧ください。

〈東京商工会議所企画検定〉

検定試験名	試験回	施行日	申込受付期間		備考 【受験料(消費税を含む)等】	合格発表
			ネット			
カラー コーディネーター 検定試験	第47回	2019. 12.1(日)	2019. 9.17(火)~10.18(金)		1級:¥9,620 2級:¥7,480 3級:¥5,340	2020.1.31(金) 2020.1.10(金)
ビジネス 実務法務 検定試験	第46回	2019. 12.8(日)	2019. 9.24(火)~10.25(金)		1級:¥11,000 2級:¥6,600 3級:¥4,400	2020.3.13(金) 2020.1.17(金)
福祉住環境 コーディネーター 検定試験	第43回	2019. 11.24(日)	2019. 9.10(火)~10.11(金)		1級:¥11,000 2級:¥6,600 3級:¥4,400	2020.3.13(金) 2020.1.6(月)
ビジネス マネジャー 検定試験	第10回	2019. 11.10(日)	2019. 8.27(火)~9.27(金)		¥6,600 ※級設定なし	2019.12.13(金)

※東京商工会議所企画検定の申し込みについては、東京商工会議所検定試験情報HP (<http://www.kentei.org/>)をご覧ください。